

議案第32号

幸手市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

幸手市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条の2に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

幸手市職員の給与に関する条例に準じ、管理職員特別勤務手当に関する規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。